

パブリックコメントで提出された意見と県議会の考え方

No.	個人・団体の別	該当条文	意見と理由 (上段：意見、下段：理由)	県議会の考え方
9	個人	21条3項	「県外を含めた・・・公設の避難場所を提供する」の意味が分からない。 「公設の避難所を提供する」ではなく、「公設、民間を問わず性暴力被害者支援の実績のあるシェルターに関する情報を提供する」とする。 被害者こそが支援を選ぶ主体である。支援を選ぶのは権利と考える。 公設の避難所では無料であっても管理が厳しく、性暴力被害者の実態に応じた支援をしているとは言い難い中、限定することで、被害当事者が避難先を選べず避難をためらうことがあってはならない。安全確保を基本としながらも個別事情に応じて柔軟に対応できる民間団体運営のシェルターの存在とその活用を選択肢として明記するべきと考える。	原案の「公設」の意図は、県が借り上げた住宅又は民間運営する住宅を避難所として、公的な支援を行うことでしたが、ご意見を踏まえ、誤解を生じないよう表現を全面的に見直しました。
10	個人		制定の趣旨には賛同するが、法制的な問題点が多い条例案である。具体的には、次のとおり。 (事務局注) ご意見を基に文面を修正した箇所は省略し、修正を見送ったものうち、主なものについての考え方を掲載しています。)	全般的に条例案の法制技術的な問題点について貴重なご助言をいただき、誠に有難うございます。議員提案であり、内容についての各会派の合意形成と執行部や関係機関、県民の皆様のご意見を伺うことを優先し、目次等、条例としての形式の整備、表現の統一、略称、定義等の精査その他の法制技術的チェックは、パブリックコメント終了後に行いましたが、ご意見提出者のおかげをもちまして、事務局が気付いていなかった点を含め、迅速に最終文案の調整をすることができました。この場をお借りしまして、心から、感謝を申し上げます。
		2条1項	○第2条第1項 性犯罪の定義に、刑法第226条の2（わいせつ目的人身売買）を含めていないのに対し、児童買春等処罰法第8条（児童買春等目的人身売買等）を含めているのは整合性がとれない。	→「長野県子どもを性被害から守るための条例」の定義に倣っていたのですが、第226条の2は、極めて特殊な犯罪で、組織的に行われることが多いと思われるため、第17条の届出義務の対象とするには問題があると考えます。また、児童買春処罰法第8条は児童を対象とする犯罪であることから加えられていたものと思われますが、これも、経済的な動機によるものがほとんどで、第17条の対象性犯罪にするにはなじまないと再考し、修正しました。

パブリックコメントで提出された意見と県議会の考え方

No.	個人・団体の別	該当条文	意見と理由 (上段：意見、下段：理由)	県議会の考え方
10	個人	2条2項4号	○第2条第2項第4号 「対等ではない」→「対等でない」、「その者」→「当該特定の者」	→「当該特定の者にとって、(相手と)対等ではない～」ことを述べたものです。口調の問題であり、原案どおりとします。「その者」も、「当該特定の者」の繰り返しを避けるための表現であり、これも維持します。
		4条1項3号	○第4条第1項第3号 「当該被害者の視点に立ち」→「被害者の視点に立ち」 (理由) 本号において他は全て「被害者」を用いている。 「決して許されないことの教育」→「決して許されない旨の教育」	→はじめの「当該被害者」は、特定の被害者を想定した用語であり、次の「被害者」は、二次的加害行為に関する一般論を述べるために使用していることから、単に「被害者」としたものです。
		4条2項2号、3号	○第4条第2項第2号 「当該被害から逃れる」→「被害から逃れる」 「当該被害者の安全」→「被害者の安全」 ○第4条第2項第3号 「これを抑止する取組」→「これを根絶する取組」 (理由) 「抑止」が用いられているのは、本号のみ。	→これも、「当該被害」及び「当該被害者」は、同号で想定した特定の性暴力に係る特定のものであることから「当該」は必要と思います。 →この「抑止」は、特定の性被害について述べるものであり、「根絶」という用語にはなじまないと考えます。「根絶」は、総体的、抽象的な性暴力に使用しています。
		5条1項	○第5条第1項 「性暴力の根絶に向けた総合的な施策」→「性暴力の根絶又は被害者の支援のに向けた総合的な施策」 (理由) 第1条「…性暴力の根絶及び被害者の支援に関する基本的な施策を定める…」	→「被害者の支援に関する基本的な施策」は、犯罪被害者等支援条例で定め、本条例でもそちらを適用するとしていますので、ここでは外しています。

パブリックコメントで提出された意見と県議会の考え方

No.	個人・団体の別	該当条文	意見と理由 (上段：意見、下段：理由)	県議会の考え方
10	個人	7条2項	○第7条第2項 「第16条第2項の規定により県が定める指針等」→「第16条第2項の規定により県が公表する検討の成果」 (理由) 第16条第2項の規定によると、県が指針を定めることにはなっていない。	→この指針等は、協議検討の場合(〇〇協議会等の名称が想定されます。)で検討し、その結果(成果としての指針等)を県の責任において公表するものとしていますが、公表の前には広義の決定行為があると考え、このように表現しました。
		11条3項	○第11条第3項 「(就学前の子どもに関するものを除く。)」→削除 (理由) そもそも第11条が幼稚園、大学及び高等専門学校を対象外としている。	→第11条第1項の規定では、公立の学校のみについて述べており、私立学校の幼稚園等は対象外とはしていません(何も述べていません。)。しかし、ご指摘の点も踏まえ、表現を修正しています。
		15条1項	○第15条第1項 「慎重に、かつ、秘密の保持に最大限の注意を払って、」→「慎重かつ秘密の保持に最大限の注意を払い、」	→ご提案の表現ですと、「慎重」がどの言葉に、どのように係るかが不明になると思います。
		16条1項、2項	○第16条第1項 「県は、」で書き出した方がよい。 「相談への対応のあり方」→「相談への対応の在り方」 ○第16条第2項 「施策又は取組のあり方」→「施策又は取組の在り方」 「これら検討の成果は公表するものとする」→「県は、これらの検討の成果を公表するものとする」 (理由) 検討の成果を公表する主体が分からない。	→確かに法令では「在り方」と表記されています。しかし、いかにも「固い」表現であり、表記方法は、絶対的なものではないことから、県民へのなじみやすさを重視しました。なお、「県は」で書き出さなかったのは、述語との間が空きすぎて分かりづらくなること及び第15条を受けて、個別事案ごとではなく、事案の積み重ねを踏まえて「あり方」を検討するという目的を先に書き、その主体は支援センターではなく県であることを明確にする意図です。

パブリックコメントで提出された意見と県議会の考え方

No.	個人・団体の別	該当条文	意見と理由 (上段：意見、下段：理由)	県議会の考え方
10	個人	17条1項	○第17条第1項 「第2条第1項第1号から第4号までの罪」→「第2条第1項第1号から第5号までの罪」 「本県の区域内に」→「県の区域内に」 (理由) 県で足りる。	→5号のリベンジポルノは、第17条の届出対象性犯罪に含めていません。 →もちろん「県」でも足りませんが、「本県」の方が分かりやすいと考え、このようにしています。
		21条2項、3項、5項	○第21条第2項 本項で基本理念又は基本方針のような規定が出て来るのはおかしいのではないか。 ○第21条第3項 公設の避難所に限る必要があるのか。 ○第21条第5項 「支援条例第16条、第19条、第20条等の規定に基づき」は不要ではないか。	→第21条第2項は、犯罪被害者等支援条例の総則部分の特則であり、基本理念や基本方針にのっとる必要があると考えます。 →公設の避難所については、大幅に規定を修正しています。 →第21条第5項で支援条例の個別の条項を適示しておりますのは、一般的に性暴力の被害者に対する特則が必要と想定される事項だからです。ただ、その内容は慎重かつ現実的に検討する必要がありますので、支援計画に委任しているものです。

パブリックコメントで提出された意見と県議会の考え方

No.	個人・団体の別	該当条文	意見と理由 (上段：意見、下段：理由)	県議会の考え方
11	個人	6条、10条、17条	・6条（「県民の責務」）の規定を削除すべきである。 ・10条（「率先垂範」）のうち県職員や地方公務員を対象とする率先垂範の義務に関する規定を削除すべきである。 ・17条（住所等の届出義務）及び22条（過料）の規定を削除すべきである。17条全体を削除しないとしても、17条4項の「再犯の防止及び」の文言は削除すべきである。 ・6条（「県民の責務」）：原案8条が努力規定であったことと対比しても、「県及び市町村の取組に協力するものとする」との文言で県民に協力義務を課すことには問題がある。県はあくまで県民に協力を求める立場であり、義務を課することができる立場にないはずである。 ・10条（「率先垂範」）：県職員や地方公務員にまで率先垂範の義務を課すことは疑問である。率先垂範の義務は元々抽象的である。6条とともに、規範の内容が明らかでない義務を課すことは、却ってその規範の力を弱めることになる。 ・17条（住所等の届出義務）：刑期が満了した者に対して不利益処分（制裁）で担保された義務を課すことは、国法である現行刑法が採用する残刑期間主義に違反する。当該規定は、行為責任主義に違反する。 届出を行わせるにしても任意によるべきである。4項にいう「再犯の防止」という文言は抽象的であり、監督措置など事実上どのような措置でも含まれる。仮にこうした情報が警察機関で用いられることになれば、戦前の警察監視の否定という国宝である更生保護法の制度的・歴史的な前提を事実上否定することになる。任意で届出をさせるにしてもその情報は本人の社会復帰以外の目的で用いられるべきではない。	刑事政策のご専門の立場からの貴重なご意見ありがとうございます。ただ、この条例における性暴力の根絶の取組は、刑事政策の問題ではなく、県が行える範囲での又は県が行うべき社会政策の問題として制度設計しています。届出義務や過料も性犯罪者に対して当該性犯罪に対する新たな（二重となる）ペナルティーを課すものではありません。ご指摘の「残刑期間主義」は、仮釈放制度、特に仮釈放期間の取扱いに関する立法的立場の一つで、わが国はこの立場で立法されていると承知しています。しかし、本条例による社会復帰支援は、保護観察と連携し、これを補完する機能を事実上持つことはあっても、そもそも届出義務期間と仮釈放（保護観察）期間とは、意義も法的効果も異なり、実施主体も異なります。したがって、この条例は、決して、独仏等が立法的に採用している「考試期間主義」を持ち込もうとするものではありません。なお、届け出られた情報が警察によって利用されることは、大阪府の運用と同様、ありませんので、ご安心ください。

パブリックコメントで提出された意見と県議会の考え方

No.	個人・団体の別	該当条文	意見と理由 (上段：意見、下段：理由)	県議会の考え方
12	法人	16条2項	「協議・検討に当たっては、被害者の意思を尊重し、また被害者の個人情報の保護を徹底を基本とした上で…」などの文言に修正をお願いする。 「被害者の意思を尊重」と「被害者の個人情報の保護の徹底」は、協議検討の内容ではなく、施策・方針の協議検討をする「前提・基本」としてあるべき。	ご意見の趣旨等も踏まえて修正しています。
		21条3項、4項	修正案では、「知事が民間住宅を借り上げ、そこに避難した被害者が民間団体の支援を受ける」というように読み取れる。そうではなく、現在DV被害者や性暴力被害者、ストーカー被害者の支援を行っている民間団体には、自前でシェルターを準備し、利用者から利用料を徴収して提供しているところがありますので、そういった民間団体が運営している民間シェルターの利用料を公費で負担して、公設シェルターと同じように被害者が利用できるようにしてほしい。	ご意見の趣旨等も踏まえて修正しています。ただし、念のため申し添えますと、公設にしろ民間シェルターにしろ、その費用は、基本的には受益者負担（公営住宅も民間住宅よりも低廉ですが、家賃は徴収されます。）になると考えています。ただし、一定の支援はもちろん必要であり、実質的にかなり低額で、また、入居者の状況に応じて（公営住宅と同様に）減免の制度も必要と考えています。具体的な制度設計は、条例を運用する知事部局の方で行われます。

パブリックコメントで提出された意見と県議会の考え方

No.	個人・団体の別	該当条文	意見と理由 (上段：意見、下段：理由)	県議会の考え方
13	個人	17条	強く反対する。当該の条項は削除すべきである。削除すべきと強く考えるが、削除しない場合でも少なくとも以下のとおり修正すべきである。 1 届出対象となる罪から第2条第1項第2号を削除 2 犯行時20歳未満の者で刑事裁判の実刑判決を受けた者を除外 3 届出対象となる被害者の年齢を13歳未満にする 本条例17条は出所者の人権を制限するものであるが、立法事実が欠如している。 まず、性犯罪の再犯率は窃盗や覚醒剤関連よりは高いとは言えない。また、「魂の殺人」という言説は、精神的ダメージから発生する被害感情は極めて大きいことを示していると言えるが、生命・未来を必ず永遠に絶たれる殺人被害者とは明確に異なることも事実である。 また、不安感情のみで人権制限は全体主義や排外主義と本質は変わらない。 また、性的自己決定権の侵害を以って出所者の人権を特別に制限する理由にはならない。 第2条第1項第2号については、20代の者が18歳未満の者と真摯に恋愛していたにもかかわらず適用になったケースもあるとされ、通常の恋愛まで委縮させる虞があり、反対である。 また、本条例は犯行時14歳以上で刑事裁判での実刑判決を受けた者まで対象になり、その場合可塑性があるとされる者まで対象とされる虞もあり、また犯行時20歳未満を対象とすると同年代に対する犯罪によって届出義務の対象になり、犯行時成人の場合とも均衡を損ないかねない。 さらに、現在、警察の監視対象でない13歳以上18歳未満を被害者とする出所者に対して、監視を独自条例で拡大することは地方政府の権限を逸脱している。そもそも出所者に対する監視の検討は中央政府が慎重に議論した上で、必要性の有無を含めて検討する性質のものであり、大阪府のケースも問題である。以上から、届出義務を定めた17条については撤回すべきである。既に警察庁の監視対象になっている13歳未満を被害者とする出所者についての治療を特に強く勧奨し、また、13歳以上18歳未満を被害者とする出所者についても治療を勧奨し、治療する場合の必要事項を登録する内容に修正すべきである。	パブリックコメントでも同趣旨のご意見をいただいておりますので、そこでの県議会の考え方をご参照ください。 なお、重ねてご説明しますと、本条の届出制度は、人権を侵害するものではありません。性犯罪の再犯率と窃盗等の再犯率を比較すること自体が、その結果の重大性、不可逆性に鑑み、適切ではないと思います。この問題は相対的に捉えるべきではなく、性犯罪の絶対的な再犯率自体が再犯防止対策の必要性を根拠づけている（したがって、立法事実がある）と考えます。また、届け出られた方については、警察による「監視」ではなく、支援機関による「見守り」が行われます。

パブリックコメントで提出された意見と県議会の考え方

No.	個人・団体の別	該当条文	意見と理由 (上段：意見、下段：理由)	県議会の考え方
14	個人		そもそも、(修正案は)どなたの意見で変わったのか分かりませんが、根幹となる規制対象の性犯罪の概念がわずか数週間で変わるというような状況で条例など提案して大丈夫なのでしょうか。新聞の報道では2月議会に出すということでしたが、会期は2月21日まで。わずか1日で条例案なんて審議できるのですか。この条例は、県民の知らないところで唐突に発生して問題のある条例が作られるように見えます。 修正後も具体策がほぼない。あるとすれば、犯歴の届出制ですが、違法の疑いが強いです。 唯一具体策らしき、防犯環境の整備や防犯意識の向上ですが、防犯意識の向上が削られています。確かに誤った自己責任はあるんですが、防犯意識の向上は最近の流行で効果も認められ全然差別の助長ではありませんが。事実警察のHPを見ると、パンフレットがありました。参考に添付します。	本条例では、「性暴力」の定義(意見提出者の概念設定という用語とほとんど同義だと思います)は、していますが、「性犯罪」は、性暴力の典型的例示としており、そこで具体的に挙げている罪は、第17条の対象とする罪を特定するためのもの以外は、県民の皆様が「性暴力」を具体的にイメージしやすくするためのものです。したがって、原案と最終案で規定ぶりの修正はしましたが、概念や根底となる思想レベルの修正はしていません。「防犯意識の向上」は、一般的な防犯という場面では大切ですし、現に取り組み、言葉としても使用されています。しかし、性犯罪や一部の犯罪は、「防犯」という対応が困難であること、ご指摘のように自己責任論と容易に結びつきやすいことから削除しました。また、具体策がないというご指摘につきましては、基本理念にも書かれておりますように、この問題は、まず、教育・研修により私たち自身の理解を深めることから取り組む必要があります。そのような具体的な施策も、根底の理解がぐらついては、有害無益なものとなります。この条例は、成長発展する条例です。まずは、ここからスタートしたいと思います。よろしくご理解とご協力をお願いします。

パブリックコメントで提出された意見と県議会の考え方

No.	個人・団体の別	該当条文	意見と理由 (上段：意見、下段：理由)	県議会の考え方
14	個人	(続き)		なお、条例案の提案と採決は本会議最終日に行いましたが、各主要会派を代表する議員で構成された福岡県議員提案政策条例検討会議において一年以上の議論を行い、その間、各主要会派でも議論が行われてきましたので、実質的には議会全体として、十分な議論を行った上での議決になっています。その結果まとめられた原案と、最終案とでは、形式的な規定の表現はかなり修正されていますが、制度や理念の骨格は、何ら変わっていません。
15	個人	5条、7条2項、9条、15条	① 5条に「県は、通常の事業者等へ指導業務の中で、性暴力根絶、被害者の支援となるよう努めなければならない」。7条2項に「罰則規定を就業規則に明記する」を挿入 ② 「県民等は、性暴力となる行為を行ってはならない。」に「何人も県民等に性暴力となる行為を行ってはならない」を加える。 ③ 2項に挿入「その際、引き継いだ機関等は、相談者からの事情聴取等において、相談者が希望する場合は、弁護士又支援センターの専門相談員を同席させる等、相談者の心理的負担を少なくする努力をしなければならない。」 ① 福祉や医療の職場等では構造的にセクシュアル・ハラスメントや性暴力が起きやすいのが実情で、これまでも職員間や利用者に対して性暴力が起こっています。それぞれ第三者評価や県の主務課等で指導監査等が行われていますが、就業規則による罰則規定をより明確にし、事業者等への指導監査等での重点指導項目にしていく必要があります。 ② インターネットやSNSを使つての性暴力は、在宅中に遠隔地から性被害に遭う実態があります。必ずしも、加害者が県内に居て、被害者と直接会って加害行為を行っているとは限らないのが現実です。 ③ 相談者の緊張を和らげ、心理的負担を少しでも減らす取組をするべきです。	大変、積極的なご提案をいただき、誠に有難うございます。この条例の趣旨が就業規則等によって明文化され、確固たるルールとなることは望ましいと思います。しかし、現時点では、まず、その必要性について私たち自身の理解を深めていくことから、始める段階と考えています。就業規則違反は懲戒処分の対象になるなどの不利益が発生しますから、その前提として、性暴力に関する理解が進み、皆がその内容に納得した上で、明文化される必要があります。そこで、ご提案の趣旨は、条例第16条の協議検討の場で検討していただきたいと思います。